地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

(平成一四年六月七日法律第六一号)

一、提案理由(平成一四年四月一九日・衆議院環境委員会)

大木国務大臣 ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部 を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その防止は人類共通の課題であることから、平成六年三月、気候変動に関する国際連合枠組条約が発効し、さらに、本条約に基づいて、平成九年十二月、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた京都議定書が採択されました。この京都議定書の運用細目が、昨年十一月、条約の第七回締約国会議において合意されたことを受け、政府は、今国会における京都議定書の締結の承認を目指すこととしております。

このような状況の中で、京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、今般、京都議定書の締結に必要な国内法としての本法律案を提案した次第であります。

次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、政府は、京都議定書の約束を達成するため、京都議定書目標達成計画を定めるとともに、平成十六年及び平成十九年において、計画に定められた目標及び施策について検討を加え、必要に応じ変更することといたします。

第二に、内閣に、京都議定書目標達成計画の案の作成等を所掌事務とする地球温暖化対策推進本部を設置し、政府一丸となって地球温暖化対策を進める体制を整備することといたします。

第三に、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等のための施策として、地球温暖化防止活動推進員の活動に、いわゆる地球温暖化対策診断の実施の追加、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定対象に特定非営利活動法人の追加、地方公共団体、事業者、住民等から成る地球温暖化対策地域協議会の設置等に関する規定を整備することといたします。

第四に、森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化として、森林・林業基本計画等に基づき、森林の整備等を推進することといたします。

このほか、京都メカニズムの活用のための国内制度のあり方の検討に関する規定を整備することといたします。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。 以上です。

二、衆議院環境委員長報告(平成一四年五月二一日)

大石正光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の的確かつ円滑な実施を確

保するため、京都議定書の締結に必要な国内法を整備しようとするものであります。

その主な内容は、京都議定書目標達成計画の策定、同計画の案の作成等の事務を所掌する地球温暖化対策推進本部の設置、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定対象へのいわゆるNPO法人の追加、森林・林業基本計画等に基づく森林の整備等の推進などの措置を行おうとするものであります。

本案は、三月二十九日に本院に提出され、四月十八日本会議における趣旨説明とこれに対する質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会においては、翌十九日大木環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十三日に質疑に入り、五月十四日には参考人からの意見聴取を行うなど慎重な審査を重ね、 本日質疑を終了いたしました。

本案審査に当たりましては、京都議定書目標達成計画策定段階からの国民参加の必要性、我が国に認められた森林吸収上限枠の利用の妥当性、事業者による温室効果ガス排出量の公表義務づけの必要性、我が国の温室効果ガス削減目標達成のための環境税等の導入のあり方などの諸点について論議が交わされました。

その詳細については、会議録を御参照いただきたいと存じます。

次いで、本日の委員会において、本案に対し、民主党・無所属クラブ、自由党、日本 共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案により、京都議定書目標達成計画の国会承 認、一定規模以上の事業者に対する温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画の作成、 公表等の義務づけなどを内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取い たしました。

次に、原案及び修正案を一括して討論に付し、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。 なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一四年五月二一日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、パブリックコメントのみではなく、 同計画の策定段階からの国民の参画が実質的に確保されるような場を設けること。
- 二 地球温暖化対策地域協議会は、家庭内における温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置に限定することなく、温室効果ガスの排出の少ない商品・サービスの普及やまちづくりなどを含め、当該地域における温室効果ガスの削減に関し幅広く協議する場とすることを妨げないこと。
- 三 本改正を契機として都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定が早急に行われるよう、未指定の都府県を強力に指導するとともに、既存のセンターについても、 その活動の充実に向けた体制強化が行われるよう支援に努めること。また、NPO活

動や市民活動などを含む国民運動を喚起するための対策を適宜、適切に講ずるとともに、社会生活あるいは学校等のあらゆる場において環境教育の内容・機会の充実・強化に努めること。

- 四 実効ある地球温暖化対策を推進する上で、各主体毎の温室効果ガスの排出量の把握が重要となることから、国及び各地方公共団体、事業者等からの温室効果ガス排出量の把握、公表及び評価のあり方について検討を進め、必要な措置を講ずること。また、温室効果ガスの排出量の把握に資する各種情報の提供及び支援に努めるとともに、各種統計データについて、その共有化を進め、集計・公表の大幅な迅速化を図ること。
- 五 森林・林業基本計画等の森林又は緑地に関する計画に基づいて温室効果ガスの吸収 作用の保全及び強化を図ること。また、そのための関係省庁による施策の連携を図る とともに、人的・財政的措置の拡充に努めること。
- 六 本法及び京都議定書目標達成計画については、本法に規定されている見直し時期到 来前であっても、随時見直しを行い、京都議定書に定められた我が国の温室効果ガス 削減目標の達成のために必要な追加的施策を実施すること。
- 七 将来、更なる温室効果ガス削減目標が義務付けられた場合にも、十分対応が可能となるよう、現在の段階から、温室効果ガスの低排出型社会の構築を目指して、抜本的な国内対策を推進していくこと。
- 八 温室効果ガス排出削減目標の達成状況を勘案しつつ、排出削減の実効性を高めるうえで考慮されるべき選択肢の一つとしての環境税等の経済的手法、及びそれらの導入のあり方等について国民各層の幅広い議論を行い、税制改革全体の中で検討を進めること。
- 九 京都議定書に基づく地球温暖化対策の実効性を上げるため、世界最大の温室効果ガス排出国である米国に対し、あらゆる機会を利用して同議定書に参加するよう働きかけるとともに、今後、温室効果ガスの排出量が急増することが予想される途上国において、温室効果ガスの排出抑制措置が図られるよう、我が国としても可能な限りの支援を行っていくこと。
- 十 本法に基づく各種施策の実施が、温室効果ガスの削減にどの程度効果を上げているかを確認し、本法の改正の必要性について検討するため、各主体における温室効果ガスの排出抑制の状況をはじめとする本法の運用状況を本委員会に適時適切に報告すること。
- 三、参議院環境委員長報告(平成一四年五月三一日)

堀利和君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査 の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の的確かつ円滑な実施 を確保するため、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、地球温暖化対策推進本 部の設置等、その実施の推進に必要な体制の整備を図るほか、温室効果ガスの排出抑制 のための施策等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、途上国の地球温暖化対策への我が国の支援の在り方、京都議定書に定める温室効果ガス六%削減目標達成の可能性、運輸部門における二酸化炭素排出抑制対策の在り方、地球温暖化対策としての原子力発電の位置付け、再生可能エネルギーの開発促進の必要性、事業者等からの温室効果ガス排出量の実態把握の必要性、森林吸収源の活用の是非、炭素税導入の必要性等について質疑が行われましたほか、参考人から意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、本法律案に対し、民主党・新緑風会及び日本共産党を代表して福山理事より、京都議定書目標達成計画の策定に当たって広く一般から意見聴取を行うこと等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可 決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一四年五月三〇日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、地球温暖化対策の推進には国民の参加と協力が不可欠なことから、京都議定書目標 達成計画の策定に当たっては、パブリックコメントの実施はもとより、同計画の策定 段階からの国民の参画が実質的に確保されるような場を設けること。
- 二、地球温暖化対策地域協議会ができるだけ多くの地域で組織されるよう、その趣旨の周知を図るとともに、必要な支援措置を講ずること。また、同協議会については、その協議対象を地域住民の家庭生活における温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置に限定することなく、当該地域における温室効果ガスの削減に資するまちづくりなど幅広く協議する場とすることを妨げないこと。
- 三、本改正を契機として都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定が早急に行われるよう、未指定の都府県に対して強く働きかけるとともに、同センターの運営及びNPO活動に対する支援措置の拡充を図ること。
- 四、現行法第七条第二項第三号に規定する政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの 排出の抑制等のための実行計画が未だ策定されていないことは極めて重大であること にかんがみ、これを早急に策定すること。
- 五、実効ある地球温暖化対策を推進する上で、各主体ごとの温室効果ガスの排出量の把握が重要となることから、国及び各地方公共団体、事業者等からの温室効果ガス排出量の把握、公表及び評価のあり方について検討を進め、必要な措置を講ずること。

また、温室効果ガスの排出量の把握に資する各種情報の提供及び支援に努めるとともに、各種統計データについて、その共有化を進め、集計・公表の大幅な迅速化を図

ること。

- 六、森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に向けて、森林・林業基本計画等に基づく森林の整備等を着実に実施すること。また、そのための関係省庁による施策の連携を図るとともに、人的・財政的措置の拡充に努めること。
- 七、本法及び京都議定書目標達成計画については、本法に規定されている見直し時期到 来前であっても、随時見直しを行い、京都議定書に定められた我が国の温室効果ガス 削減目標の達成のために必要な追加的施策を実施すること。なお、排出量取引等の京 都メカニズムについては、これが国内対策に対して補足的であるとの原則に十分留意 して、その活用のための国内制度のあり方の検討に当たること。
- 八、温室効果ガス排出削減目標の達成状況を勘案しつつ、排出削減の実効性を高める上で考慮されるべき選択肢の一つとしての環境税等の経済的手法、及びそれらの導入のあり方等について国民各層の幅広い議論を行い、税制改革全体の中で検討を進めること。
- 九、京都議定書に基づく地球温暖化対策の実効性を上げるため、世界最大の温室効果ガス排出国である米国に対し、あらゆる機会を利用して同議定書に参加するよう働きかけるとともに、今後、温室効果ガスの排出量が急増することが予想される途上国において、温室効果ガスの排出抑制措置が図られるよう、我が国としても可能な限りの支援を行っていくこと。

右決議する。